

## これまでの経過と今後のスケジュールについて

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」の審議では、これまで、中央環境審議会により、水域指定の基本的事項及び国が類型指定を行う水域のうち一部の水域類型の指定の在り方についてまとめ、その後第3次答申（平成21年7月）までいただいた。今般、阿武隈川、那珂川等10水域について平成22年6月14日に第4次答申をいただいたところ。

今後は、以下の事項について検討を進める。

### 1. 検討事項について

#### (1) 類型の指定について

今後、国が類型指定をする水域について、これまで水生生物に係る類型指定がされていない残りの海域9水域及び調査の結果魚卵及び稚仔魚が確認された東京湾について、審議に必要な資料が揃った水域から順次検討する。

	河川 (湖沼を含む)	海域
国が指定する水域	37 水域	10 水域
これまで類型指定された水域	37 水域	1 水域 (東京湾)
残りの水域	0 水域	9 水域 (伊勢湾、大阪湾、播磨灘北西部、備讃瀬戸、燧灘東部、燧灘北西部、広島湾西部、響灘及び周防灘、有明海)
特別域が指定された水域	2 水域 (荒川、琵琶湖)	1 水域 (東京湾) ※平成20年度に環境省が実施した調査により、これまで特別域が設定されていなかった東京湾内房南部沿岸海域において、魚卵及び稚仔魚が確認されたため、この度特別域見直しに係る検討が可能となった。

## (2) 特別域の設定について

これまでに水生生物に係る類型指定を行った水域のうち、情報の不足により特別域の設定を見送った水域について、情報が揃った水域より順次特別域の設定について検討する。

## (3) 水域類型指定のあり方等の検討

実際の類型指定を審議しながら、必要に応じて今後の類型指定のあり方等について継続して検討する。

## 2. 今後のスケジュールについて

当面の検討対象水域：東京湾内房南部沿岸海域及び伊勢湾

第 21 回 東京湾の水域類型の指定について、伊勢湾の産卵場、生育場の状況及び水域類型の指定について

第 22 回 } 東京湾、伊勢湾の類型指定について取りまとめ (パブコメ対応を含む)  
第 23 回 }

来年度春頃、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について (第 5 次報告) (予定)